

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区関原一丁目12番2号

氏名 株式会社ヨシモリ
代表取締役 高橋 安繁

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成28年 6月 1日

許可の有効年月日 平成33年 5月31日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む）
- (2) 産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、
金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む） (以上12種類)
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
汚泥（廃乾電池に限る）、廃油、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス・コンクリ
ート・陶磁器くず (以上6種類)

2 積替え保管施設（詳細は裏面のとおりに）

- (1) 東京都足立区扇二丁目2番18号
(2) 東京都足立区関原一丁目877番3、898番1

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、2(1)の施設は原則として9時から17時までとし、2(2)の施設は原則として8時から17時とする。
- (2) 2(1)の施設については、積替え保管を行う産業廃棄物の搬入・搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。
2(2)の施設については、積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 6月 1日	新規許可	
平成28年 6月 1日	更新許可	第5回
平成28年10月19日	変更届	保管量の変更（足立区扇二丁目2番18号）

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

許可番号 第13-10-019371号

2 積替え保管施設

(1) 東京都足立区扇二丁目2番18号

積替え保管面積：471m²

最大保管高さ：2.0m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類	フレコンバッグ40袋	40.0 m ³
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	鉄製コンテナ6個	9.42 m ³
	ドラム缶8個	1.6 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃電子機器に限る)	鉄製網かご1個	0.76 m ³
	合計保管量	51.7 m ³

(2) 東京都足立区関原一丁目877番3、898番1

積替え保管面積：117m²

最大保管高さ：1.9m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃油	一斗缶6個	0.108 m ³
廃プラスチック類 ・ 木くず	2.25m ³ 鉄製網かご2個	4.50 m ³
	0.56m ³ 鉄製網かご2個	1.12 m ³
金属くず	2.25m ³ 鉄製網かご3個	6.75 m ³
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	0.56m ³ 鉄製網かご2個	1.12 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (特定家庭用機器再商品化法対象物に限る)	直置き	13.3 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃OA機器に限る)	直置き	19.0 m ³
金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃蛍光灯に限る)	ドラム缶1個	0.73 m ³
汚泥、金属くず (廃乾電池に限る)	ペール缶1個	0.02 m ³
	合計保管量	46.6 m ³

(以下余白)